

受	3年	2月	24日
付	午前・午後	9時	06分

一般質問 (代表・個人) 通告書

令和 3年 2月 24日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 谷口 武司

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 3 月
定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問項目の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問項目 (大項目) ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1回目から 質問事項 (大項目) ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



<p>質問事項</p> <p>No. 1</p>	<p>感染症対策を講じた避難所運営について</p>
<p>要旨</p>	<p>令和2年4月1日付、同7日付けにて内閣府では「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応」として災害や被災者の状況から収容人数を考慮して、「指定以外の避難所の開設」「避難所の過密状態を防ぐため、親類や友人宅への避難を検討するよう周知」「基本的感染対策の徹底」「十分な換気並びにスペースの確保」「発熱や咳などの症状が出た人のための専用スペースの確保」などを挙げ対応の参考とするよう通知を出し、その後も逐次感染症対策についての知見等を更新しております。</p> <p>本市においても昨年10月16日にホームページを更新して、「尾張旭市避難所運営マニュアル」を補完する形で昨年9月に改訂した「避難所における感染症（新型コロナウイルス感染症等）対策ガイドライン」を公表し、「避難所の開設・運営を中心となっていく市や自主防災組織等だけでなく、市民の皆さまにも知っておいていただきたい事項が記載されていますので、防災意識の向上や災害時の備えとしてご活用ください。」と呼びかけるとともに、「スムーズな避難所の開設・運営を行うためには、避難者となる市民の皆さまのご協力が不可欠です。」と市民の皆さまへ情報を発信しております。</p> <p>この運営マニュアルの補完により、新たに避難所での感染症対策だけではなく「自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所へ行く必要はありません。」として「在宅避難」の検討を促す知見が加えられております。</p> <p>令和3年1月4日に運用を開始していただいた一時避難場所の増設も、この知見から近隣の方々によるより小さな地域での安否確認などの情報の共有が重要視されたのだと思われまます。</p> <p>また2月22日、中日新聞朝刊の1面では「避難所運営 課題」7割 「地震防災 コロナ禍で苦慮」「中部6県全238市町村 本紙調べ」として記事を掲載され、23面でも「避難分散 どう周知」として、福島県相馬市と岐阜県下呂市の事例などを上げて感染症対策を講じた避難所運営への問題点を特集されておりました。本市だけでなく多くの自治体が苦慮している実情が浮き彫りにされておりました。</p> <p>そこで、本市の感染症対策を講じた避難所運営についてお伺いいたします。</p> <p>(1) 感染症対策による指定避難所への影響について</p> <p>ア レイアウトについて</p> <p>イ 収容人数について</p> <p>(2) 避難所立ち上げまでの準備動画作成について</p>

※申し合わせ事項に留意する。

質問事項

No. 2

自治会加入率の動向と自治会・町内会の今後について

要旨

自治会・町内会は地縁に基づき形成され、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っています。総務省の平成25年のデータでは298,700の自治会・町内会などが存在し、活動内容は地域行事、文化活動、社会福祉活動、行政機関への要望、慶弔、最近では防火や防犯、防災活動がクローズアップされております。

地域における、この地縁に基づく共同体は任意団体であり、その入会、退会に強制力を持たないという前提を理解しつつ本質問を行っていきたいと思います。

近代にいたる前における5人組、戦時期には隣組など政治支配的な観点から批判的な意見のある地縁組織ですが、本市における自治会・町内会が高度経済成長期の人口流入から始まることを考えると、本市における自治会・町内会の多くが住民の自治、生活を支える互助的な役割を果たすため、自発的に形成されてきたのではないかと考えます。

話は変わりますが、本市の自治会・町内会は設立より50年を過ぎていると思われま。古いデータですが2017年に倒産した企業の平均寿命は23.5年だそうです。その中には老舗といわれる会社も含まれていた数字です。会社や組織は取り巻く状況の変化を感じ取り変化していかなければ、その寿命は50年に満たないのだと思います。

本市の自治会・町内会を取り巻く状況がどのようになっているかお伺いしていくとともに、人口減少、厳しい財政状況、行政改革による職員数の減少、そして何よりも「公共サービス」の守備範囲の拡大という問題を抱える本市行政との関係を今後どのようにしていくべきかお伺いしていきたいと思います。

- (1) 平成22年度・平成30年度の自治会加入率と最近5年間の加入率の変化について
- (2) 加入率の上位と下位の開きとその要因の分析について
- (3) 自治会・町内会活動を継続する上での問題点について
- (4) 町内会の規模による違いについて
- (5) 高齢者の退会を防ぐ対応策について
- (6) 転入者の入会を促す対応策について
- (7) 加入世帯増加に向けた取組について
- (8) これから期待される公の受皿としての地縁組織等について

※申し合わせ事項に留意する。

<p>質 問 事 項</p> <p>No. 3</p>	<p>本市の省エネへの取組について</p>
<p>要 旨</p>	<p>年明けの1月中旬に、——昨年末からの寒さの影響により電力需給バランスが崩れ電力の卸売価格が12月時点の25倍まで高騰し、「新電力」と呼ばれる小売事業者の電気料金が大幅に上昇する。これを防ぐために経済産業省では新電力事業者が大手電力会社から追加で電力を購入する際の料金に上限を設ける決定を令和3年4月から前倒して導入すると決めた——との報道がありました。このことについて、本市の電気代に影響があるか伺っていきたいと思います。</p> <p>また、感染症対策を講じた本市の施設における電気料金の変化などをお伺いしつつ、施設の省エネ化の取組状況を併せてお伺いしていきたいと思います。</p> <p>(1) 市内公共施設の電力購入先について</p> <p>(2) 電力卸売価格の高騰による影響について</p> <p>(3) 感染症対策を講じた市内公共施設の電気使用量について</p> <p>(4) 本市の省エネへの取組について</p>

※申し合わせ事項に留意する。